

別紙

外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る留意事項

1 補助対象となる取組

- (1) 孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアのための取組
- (2) 地域の日本人や外国人との交流を促進するための取組
- (3) 住居の確保等を支援するための取組

2 補助対象施設等

交付要綱別表 1 に記載の施設・事業所とする。ただし、1 (3) については以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 外国人介護職員の住居を確保するためにアパートなどを借り上げ、家賃、初期費用を負担している施設等
- (2) 外国人介護職員を対象に、住居手当を支給している施設等
 - ※自法人が所有する住居に外国人介護職員を入居させている場合は、対象外とする。

3 補助対象経費

交付要綱別表 2 に記載の経費とする。ただし、1 (3) の取組については、下表のとおり。

経費区分	内 容
負担金	家賃、初期費用（礼金、仲介手数料、鍵交換費用）
給 料	住居手当（初期費用を含む）

4 必要書類

1 (3) の取組については、交付要綱に定める書類の外に、以下の書類を併せて提出すること。

(1) 申請時（交付要綱第 3 条（6）関係）

- ア 外国人介護職員の採用日及び勤務条件が分かる資料（雇用契約書等）
- イ 在留カード（両面）の写し
- ウ 家賃、初期費用、住居手当等の事業所の負担額が分かる書類
- エ 外国人介護職員が自身の個人情報を含む書類の提出に同意したことを示す書類
- オ 不動産賃貸借契約に関する資料（住居手当の場合を除く。）

(2) 実績報告時（交付要綱第 9 条（4）関係）

- ア 初期費用、家賃の支払状況が分かる書類
- イ 住居手当の支給状況が分かる書類（給与明細、賃金台帳等）

ウ 入居していること、又は退去した日が分かる書類（住民票等）

5 その他

1（3）の取組については以下に留意すること。

- （1）外国人介護職員が交付申請者に継続して雇用されている期間が、当該雇用が開始された日の属する年度の初日から起算して5年を超えていないこと。
- （2）外国人介護職員が居住していない月の家賃については、補助対象外とする。